



平成 24 年 5 月 21 日

各 位

会 社 名 東 洋 建 設 株 式 会 社
代 表 者 名 代表取締役社長 毛 利 茂 樹
(コード番号 1890 東証一部・大証一部)
問 合 せ 先 経営管理本部総務部長 春 口 喜 与 彦
T E L (0 3) 6 3 6 1 - 5 4 5 0

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 24 年 6 月 28 日開催予定の第 90 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 当社の事業内容の拡大と多様化に伴い、現行定款 2 条に目的事項の追加を行うものであります。
- (2) 第二回優先株式の全株の消却に伴い、現行定款第 6 条、第 8 条、第 12 条及び第 20 条の優先株式に関する内容の定めを削除するとともに、必要な文言の修正を行うものであります。
- (3) 全国の証券取引所では「売買単位の集約に向けた行動計画」を公表し、全ての国内上場企業の売買単位を最終的に 100 株に集約することを目指しております。当社は、上場企業として行動計画の趣旨を尊重し、当社株式の売買単位を 100 株に変更するため、現行定款第 8 条の、普通株式の単元株式数の変更を行うものです。
- (4) 株式併合による発行済株式総数の減少に伴い、発行可能株式総数の適正化を図るために現行定款第 6 条を変更するものです。
- (5) 上記変更に伴う条数の繰り上げ等、所要の変更を行うものであります。
- (6) 現行定款第 6 条および第 8 条の変更は、優先株式に関する事項を除き、第 90 回定時株主総会における株式併合に関する議案が承認可決され、かつ株式併合の効力が発生することを条件とし、平成 24 年 10 月 1 日をもってその効力が発生するものとする附則を設けるものです。

なお、現行定款第 6 条に定める発行可能株式総数は本定時株主総会の決議により、当社の発行可能株式総数は 5 億 7 千万株とすると変更し、株式併合の効力発生日以降、変更案のとおり変更するものです。

※上記(3)および(4)の詳細につきましては、本日付「株式併合および単元株式数の変更ならびに発行可能株式総数の変更に関するお知らせ」をご参照ください。

2. 変更の内容

変更の内容は以下のとおりであります。

(下線部は変更部分を示します)

現行定款	変更定款案
第1章 総則	第1章 総則
(目的)	(目的)
第2条	第2条
当会社は、次の事業を営むことを目的とする。	当会社は、次の事業を営むことを目的とする。
1 土木建築工事の調査、測量、企画、設計、施工、監理及びコンサルタント業務の請負並びに受託	1 (現行どおり)
2 土地造成、地域開発、都市開発、海洋開発及び環境整備に関する事業並びにこれらに関する調査、企画、設計及び監理	2 土地造成、地域開発、都市開発、海洋開発、 <u>資源エネルギー開発</u> 及び環境整備に関する事業並びにこれらに関する調査、企画、設計、及び監理
(新設)	3 <u>港湾、空港、河川、道路、鉄道、上水道、下水道、庁舎、廃棄物処理施設その他の公共施設並びにこれらに関する施設の企画、保有、維持管理及び運営</u>
(新設)	4 <u>発電及び電気、熱等のエネルギーの供給に関する事業並びにこれらに関する施設の管理、運営及び賃貸</u>
3 建設工事用の船舶、機械器具及び資材の設計、製造、修理、売買及び貸借	5 建設工事用の船舶、機械器具及び資材の設計、製造、修理、売買及び貸借
4 産業財産権、ノウハウ等の売買、賃貸及び技術指導並びにソフトウェアの開発、賃貸及び販売	6 産業財産権、ノウハウ等の売買、賃貸及び技術指導並びにソフトウェアの開発、賃貸及び販売
5 不動産の売買、交換、貸借、仲介、管理及び鑑定	7 不動産の売買、交換、貸借、仲介、管理及び鑑定
(新設)	8 <u>産業廃棄物・一般廃棄物・建設副産物の収集、運搬、処理及び再利用に関する事業</u>
6 運輸、倉庫及び港湾施設に関する事業	9 運輸、倉庫及び港湾施設に関する事業
7 保健、体育、娯楽施設の経営に関する事業	10 保健、体育、娯楽施設の経営に関する事業
8 建物の保守管理並びに保安警備の受託	11 建物の保守管理並びに保安警備の受託
9 砂利、砂、土石の採取及び販売	12 砂利、砂、土石の採取及び販売
10 損害保険代理業及び自動車損害賠償保障法に基づく代理業	13 損害保険代理業及び自動車損害賠償保障法に基づく代理業
11 旅行業並びに金融業	14 旅行業並びに金融業
12 旅館及び飲食店の経営に関する事業	15 旅館及び飲食店の経営に関する事業
13 労働者派遣事業法に基づく労働者派遣事業	16 労働者派遣事業法に基づく労働者派遣事業
14 貨物運送取扱事業	17 貨物運送取扱事業
15 <u>林業及び保養地、観光地等の周辺環境の保全育成の為の植林・育林・伐採業務</u>	18 <u>農林水産に関する事業</u>
16 前各号に附帯関連する一切の事業	19 前各号に附帯関連する一切の事業

第3条～第5条 (条文省略) 第2章 株式 (発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、<u>5億8,829万4,000株とし、このうち5億7,000万株は普通株式、1,829万4,000株は優先株式とする。</u> 第7条 (条文省略) (単元株式数) 第8条 当社の単元株式数は、<u>普通株式及び優先株式それぞれにつき1,000株とする。</u> 第9条～第11条 (条文省略) <u>(優先株式)</u> 第12条 当社の発行する優先株式の内容は、次のとおりとする。 1. <u>当社は、第46条に定める剰余金の配当をするときは、優先株式を有する株主（以下優先株主という。）または優先株式の登録株式質権者（以下優先登録株式質権者という。）に対し、普通株式を有する株主（以下普通株主という。）または普通株式の登録株式質権者（以下普通登録株式質権者という。）に先立ち、優先株式1株につき年25円を上限として、発行に際して取締役会の決議で定める額の剰余金の配当（以下優先配当金という。）をする。</u> <u>ある事業年度において、優先株主または優先登録株式質権者に対して支払う剰余金の配当の額が優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。</u> <u>当社は、優先株主または優先登録株式質権者に対し、優先配当金を超えて配当しない。</u> 2. <u>当社は、残余財産を分配するときは、優先株主または優先登録株式質権者に対し、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、優先株式1株につき250円を支払う。</u> <u>優先株主または優先登録株式質権者に対しては、上記のほか、残余財産の分配は行わない。</u> 3. <u>当社は、いつでも優先株式を取得し、これを消却することができる。</u>	第3条～第5条 (現行どおり) 第2章 株式 (発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、<u>3億2,000万株とする。</u> 第7条 (条文省略) (単元株式数) 第8条 当社の単元株式数は、<u>100株とする。</u> 第9条～第11条 (現行どおり) (削除)
--	--

4 <u>優先株主は、株主総会において議決権を有しない。ただし、優先株主は、平成 19 年 4 月 1 日以降、当会社の前事業年度の繰越利益剰余金が 20 億円を超える場合に、優先株主に対して優先配当金全額を支払う旨の議案が前事業年度に係る定時株主総会に提出されない場合は当該総会より、またはその議案が当該総会において否決された場合は当該総会の終結の時より、優先株主に対して優先配当金全額を支払う旨の決議がなされる時まで議決権を有する。</u> 5 <u>当会社は、法令に定める場合を除き、優先株式について株式の併合または分割は行わないものとする。</u> <u>当会社は、優先株主には、募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えず、また株式または新株予約権の無償割当てを行わない。</u> 6 <u>優先株主は、発行に際して取締役会の決議で定める取得を請求し得べき期間中、当該決議で定める取得の条件で普通株式と引換えに優先株式を取得するよう請求することができる。</u> 7 <u>当会社は、取得を請求し得べき期間中に取得請求のなかった優先株式を、同期間の末日の翌日以降の日で取締役会の決議にて定める日（以下強制取得日という。）において、取締役会の決議により、優先株式 1 株の発行価額を強制取得日に先立つ 45 取引日目に始まる 30 取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。）で除して得られる数の普通株式の交付と引換えに当会社が取得する。ただし、平均値の計算は円位未満小数第 2 位まで算出し、その小数第 2 位を四捨五入するものとし、かかる計算により得られる金額が 50 円を下回るときは、50 円とする。</u> <u>上記の普通株式数の算出に当って 1 株に満たない端数が生じたときは、会社法第 235 条第 2 項に定める株式の分割または併合の場合に準じてこれを取扱う。</u>	(削除)
--	-------------

第3章 株主総会 第13条～第19条 （条文省略） <u>（種類株主総会）</u> 第20条 第15条ないし第19条の規定（第17条第2項を除く。）は、種類株主総会について、これを準用する。 第21条～第47条 （条文省略） （新設）	第3章 株主総会 第12条～第18条 （現行どおり） （削除） 第19条～第45条 （現行どおり） <u>（附則）</u> 第6条および第8条の変更は、優先株式に関する事項を除き当社第90回定時株主総会の第2号議案が承認可決され、かつ第2号議案に係る株式併合の効力が発生することを条件とし、平成24年10月1日をもってその効力が発生するものとする。なお、本附則は平成24年10月1日の経過後、これを削除するものとする。
---	---

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日

平成24年6月28日